

専修大学松戸中学校高等学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響をあたえるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校では、「いじめ防止対策推進法」第 13 条に基づき、また「千葉県いじめ防止基本方針」を参酌し、「専修大学松戸中学高等学校いじめ防止基本方針」を策定いたしました。

1 本校のいじめ防止に関する基本方針

本校の建学の精神「報恩奉仕」「質実剛健」「誠実力行」を基本に「生徒を基本に据えた学校づくり」を挙げ、生徒一人ひとりの希望が叶う教育を追求していく中で全ての生徒が安心して学校生活を送り、充実した様々な活動に取り組むことができるような学校になるように努める。

いじめは、絶対に許されない卑怯な行為でありながら、どの生徒にも起こりうるという認識のもと、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促すと同時に日常の指導体制を整備する。きめ細やかな指導、いじめの未然防止、早期発見に取り組み、いじめを認知した場合は適切かつ速やかに解決するための基本方針を定める。

2 基本方針で目指す生徒像

時を守る・・・集団生活の基本として時を守り、学校生活の中で有意義な時間を作っていくことが出来る人を育てる。

場を浄める・・・報恩奉仕の心を持ち、他人のことを思いやる心で常に身の回りの整理整頓を心がけ、落ち着ける環境づくりが出来る人を育てる。

礼を正す・・・挨拶は人の繋がりの基本であり、お互い積極的な挨拶や声かけを活気ある学校生活に繋げ、人間関係の幅を広げることが出来る人を育てる。

3 いじめ防止の日常的指導体制（教職員が指導する内容）

- ① ホームルーム活動、授業中の態度や言動、全校（学年）集会、学校行事などにおいて、生徒の様子を観察・把握する。
- ② 欠席、遅刻、早退など出席状況を常に把握し、早い段階での面接を実施する。
- ③ 教職員間で生徒に対する情報交換を積極的に行い、生徒一人ひとりに複数の教員が関わりを持てるよう心がける。
- ④ 部・委員会活動を指導する中で、生徒間の行動や言葉遣いなどを観察し、生徒相互の関係に注意観察し、気がついたことには積極的な声掛けをしていく。
- ⑤ インターネットなどを利用してのいじめに繋がる行為は発見しにくい点もあるが、一人で抱え込まない雰囲気づくりと適切な利用方法の啓発活動を行う。
- ⑥ カウンセラーとの面談を積極的に呼びかけ、教員に相談できないことでも話せる機会を作るようにする。

4 インターネット通じて行われるいじめの対応

生徒がインターネットに不適切な書き込み等を行った場合、被害の拡大を避けるため、削除させるなどの指導を行い、削除ができない場合にはプロバイダに削除を求めるなどの措置を速やかに講じる。

インターネット上に生徒を中傷する書き込みがされた場合、掲示板等のURLを控えると同時に、書き込みのある部分をプリントアウトする等して内容を保全し、それを基に書き込みの削除依頼を掲示板等の管理者宛に行う。管理者が削除依頼に応じない場合、掲示板サービスの提供会社であるプロバイダに削除依頼を行う。

5 未然防止の取り組み（生徒が学校生活の中で心がけること）

- ① 自らが仲間を思いやる気持ちをもつこと。
- ② 他人が嫌がることをしない。自分が言われて嫌な言動を言わない。
- ③ 普段からお互いの挨拶などコミュニケーションを積極的にとる。
- ④ 学校行事などを通し、お互いの交流を図り協調性や協力性を身につける。

6 いじめの早期発見に向けた取り組み(学校としての取り組み)

※いじめを早期発見につながることをして在籍生徒に対する調査を実施します。

- ① 在籍生徒対象アンケートを年3回実施。
- ② 学級担任によるクラス生徒の個人面談の実施。
相談内容は詳細に記録し、何か気になることがあれば学年主任、カウンセラーなどに報告する。
- ③ スクールカウンセラーによる支援シートの活用。
スクールカウンセラーへの相談に対し支援シートを利用して内容を残し、継続的な指導、相談をしていく。

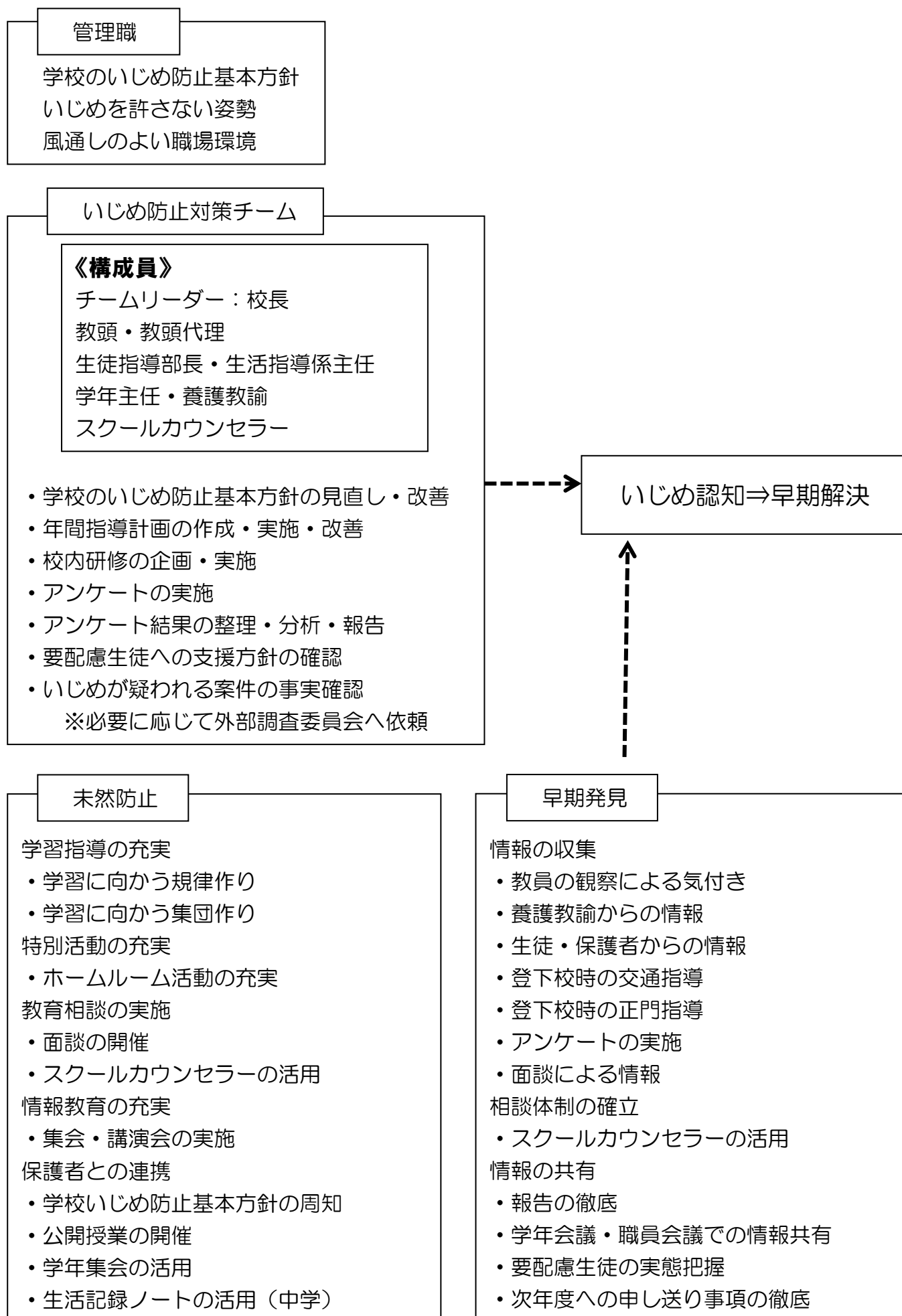
7 いじめを認知した際の組織対応

いじめの疑いが見られたり、情報を把握した場合は情報の収集と記録、情報の共有など迅速に組織対応をする。

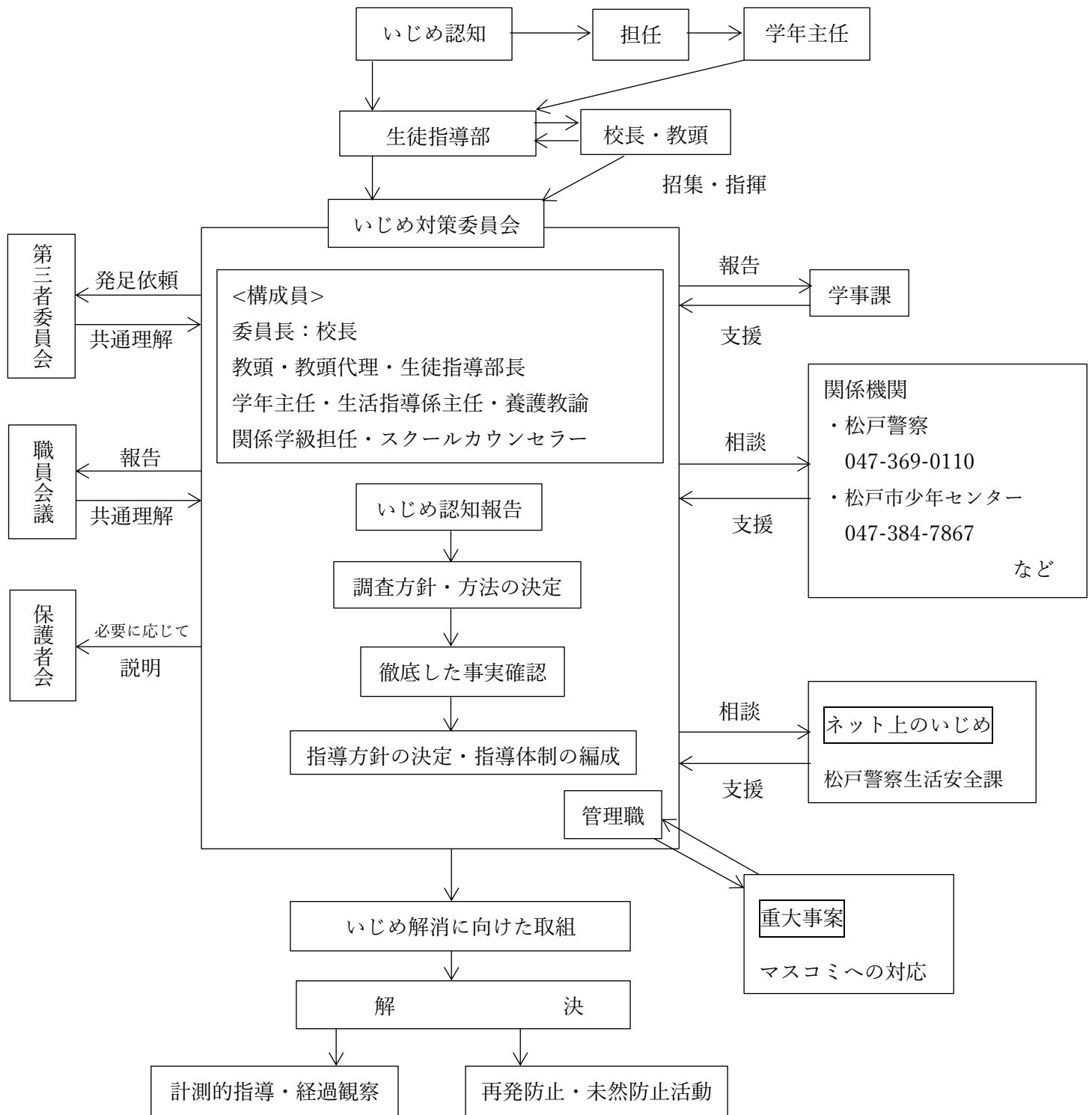
8 重大事態への対応

いじめにより、生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は直ちに校長が中心となり組織的対応を速やかに実行すると同時に学事課を通じて県に報告し、学事課と協議の上、「いじめ対策委員会」を設置し、迅速に着手します。

日常の指導体制図



いじめ認知・重大事態 対応組織図



- 被害者やいじめを知らせてくれた生徒等に十分配慮し、事実確認をする。
 - ・いじめを発見した時は、ただちに加害者、被害者の双方から事実関係を聞き取り、聞き取った内容については周辺生徒からも状況を聞き取る。
 - ・必要に応じて、全校あるいは全学年のアンケートを実施する。
- 双方の保護者に説明をする。
- 双方の保護者と関係職員を交えて、関係改善を行うとともに、傍観者への指導も行う。